

## 免除規定

### 1. 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社務第29号）別添2「介護福祉試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上でありかつ180日以上介護等の業務に従事した者とするが、1日の勤務時間は問わないものとする。

免除できる科目	時間数
職務の理解	6時間

免除要件の確認は、受講者から「実務経験証明書」（三重県介護職員初任者研修事業者指定要領 参考様式4）の原本若しくは原本照合したものの写しの提出を受けて行うこととする。